【トラック事業者】

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

（別添1）

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故（第一当事者に限る）
2. 5名以上の重傷者を生じた事故（第一当事者に限る）
3. 10名以上の負傷者を生じた事故（第一当事者に限る）
4. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったとき
5. 危険物等の大量飛散・漏洩事故
6. 酒気帯び運転を伴う事故
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

放射性輸送物の自動車輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

○放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

貨物自動車運送事業者

報告は管轄の運輸支局等へ！

報告

速やかに

5. は特に速やかに！

神奈川運輸支局保安担当

［連絡先の勤務時間内（8:30～17:15）

直通電話:045－939－6800[3]

FAX:045－939－3006

［連絡先の勤務時間外・休日］ 携帯電話:080－3369－7375

【上記が繋がらなかった場合（休日・時間外）】

関東運輸局保安・環境課:080－3369－7054

報告は直接本省へ！

報告

直ちに

国土交通省自動車局環境政策課

〔連絡先の勤務時間内（9:30～18:15）〕

直通電話:03－5253－8603

FAX　:03－5253－1636

〔連絡先の勤務時間外・休日）〕

携帯電話:090－7845－0226

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

①事業者名　②発生日時　③発生場所　④事故車の登録番号　⑤死者、重傷者数及び負傷者数（危険物等の種類・積載量・漏洩の状況）　⑥事故概要　⑦情報入手先　⑧その他判明している事項　⑨緊急連絡担当者名及び連絡先

※　第1報後の追加情報も速やかに報告

報告事項

①事業者名　②事象の件名　③発生日時　④発生場所　⑤事象の概要　⑥運搬について責任を有する者　⑦荷送人　⑧荷受人　⑨搬出日時　⑩搬入予定日時　⑪緊急連絡担当者名及び連絡先

※　第1報後の追加情報も速やかに報告